

組合ニュース No.6

人事院勧告に基づく就業規則変更説明後の団体交渉 (11月26日)報告

—「法人側：非常勤職員の処遇を検討することはできる」との回答を得る—

11月14日に組合へ説明が行われた就業規則の一部改正案について、組合から2点を要求し、11月26日に団体交渉が行われましたので、ご報告致します。

組合からは、平地委員長はじめ5名が参加し、法人からは渡理事と総務部長、人事課長、副課長、係長の皆さんが出席されました。また、組合からの申し入れ書に記載していた「近日開かれる経営協議会での改正案の審議に当たっては、教職員組合からの要求があったことを説明し、不用意な審議は行わないこと」との要望については、「経営協議会で組合の意見を紹介した」と報告されました。

<組合の要望>

1. 職員・臨時職員・再雇用職員の給与改定を今年度は見送り次年度に行うことについて早急に改定を行うよう求める。

<法人の回答>

「佐賀大学における給与改定の基本方針は、人事院勧告に準拠して改定を行うというものだが、契約職員と臨時職員については、遡及せず次年度からの改定を行ってきている。今年度もその考え方に変わりはない」。

これに対して、組合が改めて早急に改定するよう求めたところ、法人からは、「財源の問題などにも関わるが、トータルで検討はできる。ただし、従来の考え方を変更するにはよほどの理由と法人内での議論が必要」との回答がありました。

そこで、組合としては、近年の同一労働同一賃金をうたう「働き方改革法」など均等待遇は社会的な要請であり、その理由は十分にあると考えるので、早急に検討するよう求めました。

今年度は改定しないとの法人の方針は変わりませんが、「検討する」との法人の姿勢は前向きなものと評価できます。今後も組合は、非常勤職員の皆さんの処遇改善の要望を提案していきたいと思っております。

<組合の要望>

2. 住居手当について

職員のなかには改定に伴い現行よりも削減されることもあるため、その職員の住居手当は現行を維持するか、算出方法を改めて維持ないし増額するよう求める。

<法人回答>

「国家公務員に準拠しているため、増額する場合は、増額し、減額する場合は、減額している」。

住宅手当については、組合からは6割の人が減額されるのでマイナスにしないための方策を模索してほしいと要求しました。特に若い人が影響を受ける傾向があり納得いかないのが、議論を続けさせてほしいと求めましたが、議論は平行線をたどりました。

なお、法人からは、「本庄地区と鍋島地区で給与改定についての説明会を開催したところ、本庄地区での参加者は12名、鍋島地区の参加者は20数名で、意見もあまり出なかった」との報告がありました。給与の説明会に人が集まらないこと自体が「危機的」と私たちは考えます。

下記の表は、増減額ごとの住宅手当支給人数です(人事課提供資料)。手当支給者695名中、減額される人数が391人で、2000円もの減額が300人近くに上ります。給与改定で、たしかに若い層は2000円ほどの昇給になりますが、しかし住宅手当はそれと同じ金額の減少です。

組合としては、引き続き改善を要求していきます。

令和元年人事院勧告による住居手当の増減額
(令和元年8月時点)

増減額 (円)	対象人数 (人)
-4,000	1
-3,000	1
-2,000	285
-1,900	2
-1,800	7
-1,500	32
-1,300	2
-1,000	24
-900	1
-800	5
-700	1
-600	1
-500	22
-300	5
-100	2
0	14
200	7
500	28
700	4
1,000	251
計	695

委員長談話—団体交渉を終えて—

平地一郎

組合新執行部にとって今回は初の団体交渉でしたが、法人にあっては誠実に対応して頂いたと思います。

しかし、組合の要求には二つとも拒否ということは、遺憾の意を表明せざるをえません。臨時職員の給与改定は「検討する」とのことですから、是非そうして下さい。均等待遇が社会的な要請であるなかでは、従来の考え方は改める必要があると思います。また、住居手当の件は、4月からの就業規則に関わることなので、今後も改善を求めています。

右の表は、団体交渉で組合が請求し、その後、人事課から提供された資料です。増減額と対象人数から計算すると、住居手当は、トータルで減額になっているのではないのでしょうか？これまでの法人の説明には、給与改定に伴う影響額の資料はあっても、住居手当についてはそうした資料はありませんでした。

人事院勧告は、下げた分の原資を用いて手当の上限を1000円引き上がるというものです。引き下げた分の大半が住居手当に充当されないという事態は、人勧の趣旨からするとどうなのでしょう。いずれにしても、住居手当は、今後の団体交渉でもとり上げなければならない問題です。皆さんからのご意見・要望をお待ちしています。

